

○社会福祉法人信達福祉会評議員及び理事、監事の 報酬等に関する規程

(平成24年1月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信達福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員及び理事、監事の報酬及び実費弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員会及び理事会の出席報酬)

第2条 評議員及び理事、監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支給する。

2 常勤の常務理事の報酬等は別表1により支給し、その支給方法は社会福祉法人信達福祉会給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける常勤の職員の例による。

3 常勤の役員で月の途中において役員の職に就いた時、又は役員が途中においてその職を辞した時は、給与規程に定めるものを適用して報酬等を支給する。

(評議員及び理事の報酬)

第3条 理事長が、評議員会及び理事会以外の日において、法人日常業務運営及び法人が実施する特別養護老人ホーム等の介護サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務に当たった場合には、別表2に掲げる報酬及び実費弁償を支給する。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2に掲げる報酬及び実費弁償を支給する。

3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2に掲げる報酬及び実費弁償を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が、法人の業務及び事業の運営状況を指導又は監査のための業務に当たった場合は、別表2に掲げる報酬及び実費弁償を支給する。

(出張旅費)

第5条 評議員及び理事、監事が法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び交通費等を支給する。ただし、常勤役員は信達福祉会旅費規程を適用する。

2 評議員及び理事、監事のほか、理事長が実費弁償の支給を必要と認めた者に対しては、信達福祉会旅費規程を適用する。

(支給の方法)

第6条 報酬及び実費弁償は、月の初日から末日までの分を翌月の5日（その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときはその日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。

2 本人の同意を得た場合には、報酬等の支払いについて、その者の預金口座へ振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人信達福社会役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。
- 3 社会福祉法人信達福社会常勤の理事長等の給与及び旅費に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年度にかかる定時評議員会の議決のあった日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分	報酬の額	実費弁償費
評議員会出席報酬	日額 7,000 円	信達福祉会旅費規程に定める車賃の額
理事会出席報酬	日額 7,000 円	信達福祉会旅費規程に定める車賃の額
常勤の常務理事		略

別表2 (第3条関係)

区 分	報酬の額	実費弁償費
理事長業務報酬	日額 15,000 円	信達福祉会旅費規程に定める車賃の額
評議員及び理事業務報酬	日額 10,000 円	信達福祉会旅費規程に定める車賃の額
監事監査指導等報酬	日額 15,000 円	信達福祉会旅費規程に定める車賃の額

別表3 (第5条関係)

区 分	日当の額	実費弁償費
評議員及び理事、監事 (常勤理事は除く)	日額 10,000 円	信達福祉会旅費規程に定める宿泊費及び交通費の実費